

神戸町公式ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年10月1日

告示第39号

改正 平成26年4月1日 告示第19号

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、神戸町（以下「町」という。）が作成する町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとし、掲載枠数は町ホームページのデザイン等を考慮し、町長が決定する。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横140ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG
- (3) データ容量 4KB以下

2 前項に定める規格以外で、町長が特に必要であると認める場合は、その限りでない。

(広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、複数月に渡る掲載も可能とする。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、町ホームページ及び広報ごうどにて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 町ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、神戸町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類等を添付し、町長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、神戸町ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、その内容について審査を行い、速やかに広告掲載の可否を決定し、神戸町ホームページ広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、1枠につき月額5千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、掲載の決定を受けた後、広告の掲載の日より前の町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（掲載可能な広告の範囲等）

第9条 広告として掲載可能な広告は、広告のリンク先を含め、要綱第3条の規定によるもののほか、閲覧者に誤解を招くおそれがある表現及び表示に関しては、次に掲げる事項を留意しなければならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力ができるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（町ホームページとの区別）

第10条 閲覧者が、町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止するものとする。

（被害賠償等）

第11条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けた場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

（広告内容の変更）

第12条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページ内容が取扱要綱又は基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、

あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により町ホームページへの広告掲載を取り下げる場合は、神戸町ホームページ広告掲載取下申出書(様式第3号)により、町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号に該当する場合には、神戸町ホームページ広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 取扱要綱第14条の規定によるとき。

(2) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページ内容が、取扱要綱又はこの基準に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで第12条の規定によっても解消できないとき。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなくなった場合は、次のとおり広告掲載料を返還する。

閉鎖した時間	返還する額
初日 12時間以上24時間以内	300円
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×300円

2 広告掲載期間中、次に掲げる理由により町ホームページ運営を一時停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の届出義務)

第16条 広告主は、リンク先の変更、広告画像の変更及びリンク先ホームページアドレスを変更する場合は、神戸町ホームページ変更届出書(様式第5号)

に必要な書類等を添付し、掲載を希望する10日前までに町長へ提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

神戸町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

神戸町長 様

住 所
氏 名
申込者 (会 社 名)
代表者氏名
電 話 番 号

神戸町ホームページにバナー広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

会 社 名 及 び 会 社 概 要	※主たる業務内容等
掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (掲載期間は、1月単位とする)
リンク先アドレス	http://
担 当 者	担当部署： 担当者名： 電話番号： e-mail：
添 付 書 類	・ 登記事項証明書 ・ 広告デザイン(FD又はCD) ・ 会社の業務内容及び実績がわかる書類 ・ 納税証明書
そ の 他	申込みにあたっては、神戸町広告掲載取扱要綱及び神戸町公式ホームページ広告掲載取扱要領に規定された事項を遵守することを確約します。

様式第2号（第7条関係）

神戸町ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

神戸町長

次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します 神戸町ホームページへ
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 掲載しない理由
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
掲載料	円/月
その他	決定通知を受けた広告主は、神戸町公式ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、年 月 日までに別添納付書により広告掲載料を納付してください。

様式第3号（第13条関係）

神戸町ホームページ広告掲載取下申出書

年 月 日

神戸町長 様

住 所
氏 名
申出者（会社名）
代表者氏名
電 話 番 号
印

神戸町ホームページへのバナー広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し上げます。

取下げ年月日	年 月 日
取下げ理由	
担当者	担当部署： 担当者名： 電話番号： e-mail：

様式第5号（第16条関係）

神戸町ホームページ広告掲載変更届出書

年 月 日

神戸町長 様

住 所
氏 名
届出者（会社名）
代表者氏名
電 話 番 号
印

神戸町ホームページへのバナー広告の内容について、次のとおり変更したいので届け出ます。

掲載希望期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
リンク先 アドレス	変更前	http://
	変更後	http://
担当者	担当部署： 担当者名： 電話番号： e-mail：	
添付書類	・ 広告デザイン（FD 又は CD）	